

定年制職員給与規程

平成27年4月1日

規程第16号

改正 平成27年10月1日規程第30号
平成28年3月18日規程第40号
平成28年4月1日規程第42号
平成29年3月17日規程第68号
平成29年4月1日規程第70号
平成29年4月1日規程第81号
平成29年6月30日規程第88号
平成30年2月13日規程第97号
平成31年1月31日規程第114号
令和2年1月30日規程第28号
令和2年3月26日規程第19号
令和2年4月16日規程第1号
令和3年3月29日規程第14号
令和3年11月12日規程第10号
令和4年3月24日規程第25号
令和4年6月16日規程第5号
令和5年1月19日規程第12号
令和5年3月29日規程第21号

目次

第1章 総則(第1条～第13条)

第2章 給与

第1節 本給(第14条～第18条)

第2節 手当(第19条～第28条)

第3章 給与の特例(第29条～第32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)の雇

用期間の定めのない職員(定年制職員就業規程(平成27年規程第6号)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)及び任期制職員就業規程(平成27年規程第7号)第35条第2項に規定する任期制職員の給与について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の等級を上位の職務の等級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の等級を下位の職務の等級に変更することをいう。
- (3) 昇給 職員の号給を同一の職務の等級の上位の号給に変更することをいう。
- (4) 60歳超定年前職員 第1条に定める職員のうち、満60歳に達した日(満60歳の誕生日の前日をいう。)後における最初の4月1日を迎えてから、定年制職員就業規則第54条ただし書きに定める定年を迎えるまでの職員をいう。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、本給及び手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- (1) 本給
- (2) 手当(本給の特別調整額、期末手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、地域手当、広域異動手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当)

(重複給与の禁止)

第4条 職員が機構の委員等の他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 職員の給与は、法令及び労働者代表との書面による協定により職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が自己の預金又は貯金の口座への振込みを申し出たときは、その方法によって支給することができる。

(給与の支給定日及び支給方法)

第6条 職員の給与(期末手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が定年制職員就業規則第12条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日前において最も近い休日でない日)とする。ただし、第20条に規定する期末手当を支給する月にあつては、そのつど別に定める日とすることができる。

- 2 職員の給与は、前項の支給定日において当月分の本給、本給の特別調整額、通勤手当(第

21条第2項に規定する「支給単位期間」に係る最初の月に限る。)、扶養手当、住居手当、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当並びに前月分の超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

3 職員が給与の支給定日以後に採用されたとき、並びに本給、本給の特別調整額、通勤手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当についてこれらの給与が支給されるべき新たな事実が発生したときは、翌月の支給定日に支給することができる。

4 職員が死亡又は退職したときは、その際給与を支給することができる。

(非常時の支給)

第7条 職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常のときの費用に充てるため給与の支給を請求したときは、前条の規定にかかわらず、その日までの給与を支給することができる。

(日割計算)

第8条 月の中途において採用、退職、休職、復職、役職の異動その他異動があったときの当該月の本給、本給の特別調整額、地域手当、広域異動手当及び通勤手当は、その事実の発生した日を基準とし、日割計算をもって支給する。ただし、死亡したとき又は定員の削減のため若しくは組織の改廃による配置転換が困難なため退職又は解雇させられたときは、この限りでない。

(給与の日額)

第9条 前条の規定による日額は、それぞれの月額(通勤手当を除く。)を、当該月の日数から休日差し引いた日数で除した額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第10条 勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額及び本給の特別調整額の月額並びにこれらに地域手当割合及び広域異動手当割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額とする。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において、50銭未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨て、50銭以上1円未満の端数のあるときはその端数金額は1円として計算する。

(給与の減額)

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあったときを除くほか、その勤務しない時間の1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与

額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当月分の給与の支給期間において、勤務すべき全時間について勤務しなかったとき又は給与から減額すべき金額が本給、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当の月額合計額を上回るか又はこれに等しいときは、本給、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当の月額合計額を減額する。
- 3 前2項の規定により減額した給与の額が第5条1項の控除すべき金額を下回るときは、その控除は、機構が指定する方法で行うものとする。

(在外職員の給与)

第13条 在外職員の給与は、在外職員の取扱いに関する規則(平成27年規則第20号)に定めるところによる。

第2章 給与

第1節 本給

(本給)

第14条 職員の受ける本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して決定する。

- 2 前項に定める本給は月額とし、級別本給表(別表)に定める等級・号給により支給する。
- 3 給与の支給基準となる標準的な職務の等級は、次のとおりとする。
 - (1) 1等級 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役
 - (2) 2等級 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント
 - (3) 3等級 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター
 - (4) 4等級 課長代理、部室内の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター
 - (5) 5等級 係長及び主査
 - (6) 6等級 係員

- 4 当分の間、60歳超定年前職員の本給は、本条の規定により決定された額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。)とする。ただし、理事長がその処遇を別に定める場合はこの限りではない。

(初任給の基準)

第15条 新たに採用した職員の本給は、6等級24号給を大学卒業者の基準とし、学歴、職歴及びその他の能力の実証を総合的に勘案して決定する。

2 前項に規定するもののほか、初任給の基準については、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則(平成27年細則第15号)に定める。

(昇格)

第16条 昇格は、その者の長期にわたる勤務成績等に基づき、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則に定める基準により行う。

2 前項の規定にかかわらず、60歳超定年前職員については原則として昇格を行わない。ただし、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績があると理事長が認めたときはこの限りではない。

(昇給)

第17条 昇給は、毎年7月1日に、同日の前年度におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 昇給の号給数は4号給を標準として、1号給から6号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。ただし、55歳を超える職員(60歳超定年前職員を除く。)については、2号給を標準として、1号給から3号給までの範囲内において上位の号給に昇給させることができる。

3 60歳超定年前職員については、原則として昇給は行わない。ただし、業務成績の向上、能率増進等により業務上特に功績があると理事長が認めたときはこの限りではない。

4 次に掲げる職員には、昇給を行わない。

(1) 直近1年以内に昇給停止の懲戒処分を受けた職員

(2) 退職手続中の職員

(3) 本給の月額がその属する職務の等級における最高の号給となっている職員

5 前3項に規定するもののほか、昇給の基準、手続等は、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則に定める。

(降格)

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときには、初任給、昇降格、昇給等の取扱い細則に定める基準により降格されることがある。

(1) 勤務実績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため業務に耐えられないとき。

(3) 自ら降格を希望して申し出たとき。

(4) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

2 前項の降格は、降格審査委員会における審議を経て行うものとする。

第2節 手当

(本給の特別調整額)

第19条 本給の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 107,000円
- (2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 102,000円
- (3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 87,000円
- (4) 課長代理、部室内の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コンサルタント及び創薬コーディネーター 34,000円

2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったとき(業務上若しくは通勤途上における負傷若しくは疾病による休職又は欠勤を除く。)には、その月の本給の特別調整額は、支給しない。

3 60歳超定年前職員の本給の特別調整額については、第1項の定めにかかわらず第14条第4項の規定を準用する。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及びこれらの基準日前1月以内に退職又は解雇された職員に対し、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した職員にあつては退職日現在)における期末手当基礎月額(次項の規定により算出される額をいう。)に、人事評価の実施細則(平成27年細則第22号)に基づいて定める業績評価の評価ランクに応じた係数を乗じた額を基礎として、在職期間に応じて支給する。この場合において在職期間の計算等に関し必要な事項は、手当支給に関する細則(平成27年細則第21号)に定める。

3 期末手当基礎月額は、次の各号によって算定された額を合算した額とする。

- (1) 本給及び扶養手当を合算した額
- (2) 前号の額に地域手当割合及び広域異動手当割合を乗じて得た額
- (3) 本給に、次に掲げる職務の区分に応じた管理職加算率を乗じて得た額
 - ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の23
 - イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の16
 - ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬

コーディネーター 100分の14

(4) 本給及びこれに地域手当割合及び広域異動手当割合を乗じて得た額の合計額に、それぞれ次に掲げる職務の区分に応じた職務加算率を乗じて得た額

ア 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 100分の20

イ 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 100分の18

ウ 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬
コーディネーター 100分の15

エ 課長代理、部内室の室長代理、グループ長代理、主幹、アソシエイト知的財産コン
サルタント及び創薬コーディネーター 100分の10

オ 係長及び主査 100分の5

4 第1項の規定にかかわらず、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。その際、機構は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していないとき。

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

5 機構は、前項の一時差止処分について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかったとき。

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき。
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過したとき。
 - (4) その他一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとき。
- 6 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の基準日に係る期末手当は支給しない。
- (1) 職員が、基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、定年制職員就業規程第69条第2項の規定により免職となったとき。
 - (2) 基準日前1月以内から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (3) 前項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して、時間、距離及び運賃等の実情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路により算出される次項に定める金額を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する

ことを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、次のア及びイの区分に応じて定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)(以下「運賃等相当額」という。)

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出するときにおいて、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出するときにおいて、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,100円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとしたときの通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生じることとなった職員のうち、当該異動又は事務所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とする職員の通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、その職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額(その額が20,000円を超えるときは、20,000円)及び前項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当支給に関する細則に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

- 6 通勤手当を支給される職員について、出張、休職、退職等により通勤しない期間が生じたときには、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して、当該職員に、使用されるべき通用期間の定期券等の払戻し相当額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当支給に関する細則に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤手当の額の算定方法及び通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、歩行することが著しく困難な職員等に係る特例、テレワークの実施に関する取扱い細則(令和3年3月29日細則第15号)に基づく、テレワークの実施にかかる通勤手当の支給、精算の方法、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 扶養親族の範囲は、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満年齢22歳に達した日(出生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満年齢22歳に達した日(出生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満年齢60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満年齢22歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については職務の等級が1等級及び2等級は3,500円、3等級以下は6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から同項第6号までの扶養親族については職務の等級が1等級及び2等級は1人につき3,500円、3等級以下は6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子又は孫のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子又は孫がいるときの扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族があるとき又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じたときは、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族があると

き又は職員に第1号に該当する事実が生じたときにおいて、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)を届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者があるとき。

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があるとき(第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満年齢22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至ったときを除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員になったとき(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至ったとき(第1号に該当する場合を除く。)

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族があるときにはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じたときにはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職したときはその者が離職した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至ったときはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じたとき、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至ったとき、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じたとき又は職員の扶養親族たる子又は孫で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子又は孫でなかった者が特定期間にある子又は孫となったときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じたときの扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至ったときにおける当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けてい

る職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至ったとき又は同項第3号に掲げる事実が生じたときにおける当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(無期雇用転換職員の読み替え)

第22条の2 前条を準用する無期雇用転換した任期制職員(月給制職員に限る。)及び無期雇用転換した60歳以下の非常勤職員について、第22条第3項に「1等級」とあるのは「2等級」、「2等級」とあるのは「3等級」、「3等級以下」とあるのは「4等級以下」と読み替えて適用するものとする。

2 前条を準用する無期雇用転換した60歳以下の事務補佐員については、「3等級以下」を適用するものとする。

(住居手当)

第23条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(機構から宿舍を貸与されている職員、公務員宿舍等に入居している職員及び父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員を除く。)

(2) 第26条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(機構が貸与する宿舍及び公務員宿舍等を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして手当支給に関する細則に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員

前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給要件その他住居手当の支給に必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(地域手当)

第24条 地域手当は、次の各号に定める地域に在勤する職員に対して、その職員が受けるべき本給、本給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額(以下この条において「算定基礎額」という。)に、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 東京都特別区 100分の20

(2) 大阪府大阪市 100分の16

- 2 前項に該当する職員が、その在勤する地域を異にして異動したとき又は在勤する部署が移転(以下「異動等」という。)したとき(これらの職員が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していたときに限る。)において、当該異動等の日後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合(以下「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には同項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が当該異動等の日後に勤務する地域に係る地域手当の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間)、算定基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(1) 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該異動等前の支給割合

(2) 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 当該異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 3 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2若しくは第9条の4各号に掲げる法人その他特別の法律により設置された法人であつて機構が定める法人に使用されていた者(以下「国家公務員等」という。)が、引き続き職員となったときにおいて、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地

等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第25条 広域異動手当は、職員がその在勤する事務所を異にして異動したとき又は職員の在勤する事務所が移転したときに、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるときに、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、本給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(以下「広域異動手当割合」という。)を乗じて得た額を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されているときその他の広域異動手当を支給することが適当と認められないときは、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により同項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等の日以後は次の各号に定める広域異動手当を支給する。

(1) 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を上回る時又は当初広域異動等に係る広域異動手当割合と同一の割合となる時 再異動等の日から3年を経過するまでの間、再異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当

(2) 再異動等に係る広域異動手当割合が当初広域異動等に係る広域異動手当割合を下回る時 再異動等の日から3年を経過するまでの間、当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当初広域異動等に係る広域異動手当割合を乗じて得た広域異動手当並びに当該期間を除いた期間は再異動等に係る広域異動手当

3 前条第3項に定める国家公務員等であった者が引き続き職員となったときその他の手

当支給に関する細則に定めるものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員であるときにおける広域異動手当割合は、前3項の規定による広域異動手当割合から当該地域手当割合を減じた割合とする。この場合において、これらの規定による広域異動手当割合が当該地域手当支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(単身赴任手当)

第26条 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者又は配偶者がいない場合で満年齢18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下この条において「配偶者等」という。)と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所等の移転の直前の住居から当該異動又は事業所等の移転の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみとの同居により生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者等の住居から在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額額は30,000円(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100キロメートル以上のときは、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて手当支給に関する細則に定める額を加算した額)とする。
- 3 第24条第3項に定める国家公務員等であった者が引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、手当支給に関する細則に定める。

(超過勤務手当)

第27条 超過勤務手当は、定年制職員就業規程第9条に規定する所定勤務時間外及び同規程第12条に規定する休日に勤務を命じられた職員に対し、その勤務時間1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

(1) 休日以外の日における所定勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務(休日において、勤務することを命じられた職員が休日の振替を行ったときを除く。) 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、1日当たり8時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第2項に定める労働時間)を超える勤務及び休日における勤務(定年制職員就業規程第12条第3項の法定休日における勤務を除く。)の時間が1か月について60時間を超えた職員に対しては、その60時間を超えて勤務した全時間について勤務1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175)を乗じて得た額を支給する。

3 前2項の規定は、第19条第1項第1号から第3号までの規定に基づき各号に定める本給の特別調整額の支給を受ける職員には適用しない。ただし、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したときは、第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第28条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項第1号から第3号までの規定に基づき各号に定める本給の特別調整額の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により定年制職員就業規程第12条に規定する休日に勤務した場合に支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあつては、各号に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 執行役、統括役、部長、室長、参事役及び研究総括役 12,000円

(2) 次長、上席調査役及びシニア知的財産コンサルタント 10,000円

(3) 課長、部内室の室長、グループ長、調査役、知的財産コンサルタント及び主幹創薬コーディネーター 8,500円

3 60歳超定年前職員の管理職員特別勤務手当については、前項の定めにかかわらず第14条

第4項の規定を準用する。

第3章 給与の特例

(欠勤者の給与)

第29条 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかり、欠勤した職員に対しては、最初の3日間は有給とする。また、その後の欠勤期間は、給与の額から労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)により支給された休業補償の額を控除した額を、休業補償給付の支払が確認された後支給する。この場合において、期末手当を算定するときは、当該欠勤期間を出勤したものとみなす。

2 前項に該当しない場合において、職員の病気休暇を取得した期間の給与は、病気休暇に関する取扱い細則(令和3年3月29日規則16号)に基づいて計算した上限を超えない期間について、本給、扶養手当、住居手当、地域手当、広域異動手当及び単身赴任手当の全額を支給する。

3 前項に規定する有給期間を超えて欠勤するとき、定年制職員就業規程第19条に規定する無断欠勤とするとき、並びに前2項に該当しない負傷又は疾病による欠勤及び私事等による欠勤をするときは、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

4 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に欠勤をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

(休職者の給与)

第30条 定年制職員就業規程第46条第1項第1号の規定により休職を命じられた職員に対しては、その休職期間中、給与の額から労災保険法により支給された休業補償の額を控除した額を、休業補償給付の支払が確認された後支給する。この場合において、期末手当を算定するときは、当該休職期間を出勤したものとみなす。

2 定年制職員就業規程第46条第1項第2号及び第3号の規定により休職を命じられた職員に対する休職期間中の給与は、本給、扶養手当、住居手当、地域手当及び広域異動手当について、当該休職期間が1か年までは100分の80の割合を乗じた額を支給し、当該休職期間が1か年を超える期間については零とする。

3 定年制職員就業規程第46条第1項第4号から第6号までの規定により休職を命じられた職員に支給する休職期間中の給与は、その都度定める。

4 復職したときは、初任給、昇降格、昇給等に関する取扱い細則に定める基準により等級・

号給の調整をすることができる。

- 5 休職者に支給される給与の額が第5条1項の控除すべき金額を下回るときは、その控除は、機構が指定する方法で行うものとする。

(介護休業者及び部分休業者の給与)

第31条 定年制職員就業規程第34条の規定による介護休業又は部分休業期間中の職員の給与は、その期間の勤務しない1時間につき第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、当月分の給与の支給期間において、勤務すべき全時間について勤務しなかったとき又は給与から減額すべき金額が本給、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当の月額合計額を上回るか又はこれに等しいときは、本給、本給の特別調整額、地域手当及び広域異動手当の月額合計額を減額する。

- 2 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 介護休業者が職務に復帰したときは、当該介護休業をした期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給の額を調整することができる。

(育児休業者及び部分休業者の給与)

第32条 定年制職員就業規程第33条の規定による育児休業期間中の職員の給与は、支給しない。また、部分休業期間中の職員の給与は、第12条各項の規定により給与額を減額して支給する。

- 2 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 給与が支給されない期間の諸控除については、機構が指定する方法で行うものとする。この場合において、育児休業期間中の社会保険料の個人負担分の免除を受けようとするときは、機構に申し出ることとする。
- 4 育児休業者が職務に復帰したときは、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、本給の額を調整することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(50歳代後半層の職員の給与の抑制措置)

2 当分の間、その職務の級が3等級以上である職員(以下「特定職員」という。)に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日以後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日以後における最初の4月1日後に特定職員となったときは、特定職員となった日)以後、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (4) 本給の特別調整額 当該特定職員の本給の特別調整額の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 第30条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 第30条第1項 前各号に定める額
 - イ 第30条第2項 第1号から第3号までに定める額に、同条第2項各号に定める割合を乗じて得た額
 - ウ 第30条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同条第3項に定める割合を乗じて得た額
- (6) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第20条第3項第4号の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に同号に規定する割合を乗じて得た額を加算した額(同条第3項第3号の規定の適用を受ける職員にあっては、同号に定める率を本給月額に乘じて得た額を加算した額))に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額。

3 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての勤務1時間当たりの給与額は、第10条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額に、本給の月額に12を乗じ、当該年度の所定勤務時間数で除した額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第20条の規定により算定される期末手当の

額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第17号)附則第2条第1項第1号イにおいて、令和3年12月期末手当に乗ずる割合として定められた割合を勘案して理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則(平成27年10月1日規程第30号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規程第40号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月18日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、平成27年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、改正後の定年制職員給与規程による給与と内払いの額との差額(以下「給与差額」という。)を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成28年3月18日に支給する。

附 則(平成28年4月1日規程第42号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日規程第68号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年3月17日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、平成28年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、給与差額を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成29年3月17日に支給する。

附 則(平成29年4月1日規程第70号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日規程第81号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月30日規程第88号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年2月13日規程第97号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年2月20日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、附則4の扶養手当については平成30年4月1日から適用する。また附則5の50歳代後半層の給与の抑制措置については平成30年3月31日で廃止する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、平成29年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、給与差額を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成30年2月20日に支給する。

(扶養手当)

- 4 第22条3項の扶養手当については、平成30年4月1日以降は下記月額に読み替えて支給する。前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から同項第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつてはそのうち1人については6,500円)とする。

(50歳代後半層の職員の給与の抑制措置)

- 5 平成30年3月31日にて抑制措置を廃止する。

附 則(平成31年1月31日規程第114号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年1月31日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、

平成30年4月1日から適用する。ただし、附則4の扶養手当については平成31年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、給与差額を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、平成31年2月20日に支給する。

(扶養手当)

- 4 第22条3項の扶養手当については、平成31年4月1日以降は下記月額に読み替えて支給する。前項第1号に該当する扶養親族については職務の等級が1等級及び2等級は3,500円、3等級以下は6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については10,000円、同項第3号から同項第6号までの扶養親族については職務の等級が1等級及び2等級は1人につき3,500円、3等級以下は6,500円とする。

附 則(令和2年1月30日規程第28号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年1月30日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、附則4の扶養手当については令和2年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、平成31年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、給与差額を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、令和2年2月20日に支給する。

(扶養手当)

- 4 第22条第3項の扶養手当については、令和2年4月1日以降は下記月額に読み替えて支給する。前項第1号に該当する扶養親族については職務の等級が1等級は支給しない。2等級は3,500円、3等級から7等級は6,500円、同項第2号に該当する扶養親族につい

ては10,000円、同項第3号から同項第6号までの扶養親族については職務の等級が1等級は支給しない。2等級は1人につき3,500円、3等級から7等級は6,500円とする。

附 則(令和2年3月26日規程第19号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月16日規程第1号)

この規程は、令和2年4月16日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月12日規程第10号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規程第25号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月16日規程第5号)

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則(令和5年1月19日規程第12号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年2月1日から施行し、改正後の定年制職員給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与差額の支給)

- 2 この規程の施行日に在職する職員及び令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に退職した者に対して、令和4年4月1日からこの規程の施行日の前日までに支払われた給与は、改正後の定年制職員給与規程による給与の内払いとみなし、給与差額を支給する。

(給与差額の支給日)

- 3 給与差額は、令和5年2月20日に支給する。

附 則 (令和5年3月29日規程第21号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

級別本給表

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
--	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円	等級 号給	月額 /円
1	1001	367,700	2001	340,900	3001	312,500	4001	260,100	5001	199,100	6001	142,600	7001	—
2	1002	370,200	2002	343,000	3002	314,900	4002	262,500	5002	202,000	6002	144,200	7002	—
3	1003	372,600	2003	345,100	3003	317,400	4003	265,000	5003	204,800	6003	145,700	7003	—
4	1004	375,000	2004	347,200	3004	319,800	4004	267,500	5004	207,500	6004	147,300	7004	141200
5	1005	377,400	2005	349,200	3005	322,300	4005	269,900	5005	210,300	6005	148,900	7005	142900
6	1006	379,800	2006	351,300	3006	324,500	4006	272,400	5006	213,100	6006	150,500	7006	144500
7	1007	381,700	2007	353,400	3007	326,800	4007	274,800	5007	215,700	6007	152,200	7007	146100
8	1008	384,000	2008	355,400	3008	329,100	4008	277,100	5008	218,500	6008	153,900	7008	147800
9	1009	386,400	2009	357,400	3009	331,300	4009	279,400	5009	221,200	6009	155,700	7009	149400
10	1010	388,700	2010	359,400	3010	333,400	4010	281,600	5010	223,600	6010	157,600	7010	151000
11	1011	391,200	2011	361,300	3011	335,600	4011	283,900	5011	226,100	6011	159,500	7011	152700
12	1012	393,700	2012	363,400	3012	337,600	4012	285,900	5012	228,200	6012	161,600	7012	154400
13	1013	396,100	2013	365,800	3013	339,700	4013	288,100	5013	230,600	6013	163,600	7013	156000
14	1014	398,400	2014	367,400	3014	341,800	4014	290,300	5014	233,000	6014	165,700	7014	157600

15	1015	400,900	2015	369,900	3015	343,900	4015	292,400	5015	235,300	6015	167,800	7015	159200
16	1016	403,100	2016	372,400	3016	345,100	4016	294,600	5016	237,600	6016	170,100	7016	160900
17	1017	405,300	2017	374,800	3017	347,200	4017	296,800	5017	239,700	6017	172,500	7017	162500
18	1018	407,700	2018	377,100	3018	349,300	4018	298,900	5018	241,800	6018	174,800	7018	164100
19	1019	410,100	2019	379,500	3019	351,400	4019	301,000	5019	243,700	6019	177,300	7019	165800
20	1020	412,300	2020	381,800	3020	353,400	4020	303,100	5020	245,800	6020	179,400	7020	167300
21	1021	414,600	2021	384,100	3021	355,400	4021	305,200	5021	247,900	6021	182,000	7021	168800
22	1022	416,900	2022	386,500	3022	357,400	4022	307,200	5022	249,700	6022	184,500	7022	170500
23	1023	419,200	2023	388,800	3023	359,300	4023	309,600	5023	251,700	6023	187,200	7023	172100
24	1024	421,500	2024	391,200	3024	360,900	4024	311,800	5024	253,700	6024	189,700	7024	173700
25	1025	423,900	2025	393,600	3025	363,400	4025	314,300	5025	255,800	6025	192,500	7025	175300
26	1026	426,300	2026	396,000	3026	365,700	4026	316,500	5026	258,200	6026	195,400	7026	176900
27	1027	428,700	2027	398,400	3027	368,200	4027	319,000	5027	260,100	6027	198,200	7027	178500
28	1028	431,000	2028	400,800	3028	370,600	4028	321,400	5028	262,400	6028	200,800	7028	180200
29	1029	433,300	2029	403,200	3029	373,000	4029	323,700	5029	264,700	6029	203,600	7029	181800

30	1030	435,400	2030	405,400	3030	375,300	4030	326,000	5030	267,200	6030	206,200	7030	183400
31	1031	437,700	2031	407,700	3031	377,700	4031	328,200	5031	269,400	6031	208,900	7031	185000
32	1032	440,000	2032	410,100	3032	380,100	4032	330,500	5032	272,000	6032	211,600	7032	186600
33	1033	442,200	2033	412,300	3033	382,300	4033	332,700	5033	274,300	6033	214,200	7033	188200
34	1034	444,500	2034	414,600	3034	384,700	4034	334,800	5034	276,700	6034	216,800	7034	189800
35	1035	446,700	2035	416,900	3035	387,000	4035	336,400	5035	278,900	6035	219,300	7035	191400
36	1036	448,900	2036	419,100	3036	389,200	4036	338,500	5036	281,200	6036	221,800	7036	193100
37	1037	451,200	2037	421,300	3037	391,200	4037	340,600	5037	283,300	6037	224,200	7037	194700
38	1038	453,300	2038	423,400	3038	393,200	4038	342,600	5038	285,500	6038	226,700	7038	196400
39	1039	455,500	2039	425,400	3039	395,200	4039	344,700	5039	287,600	6039	229,100	7039	197900
40	1040	457,800	2040	427,500	3040	397,200	4040	346,800	5040	289,600	6040	231,500	7040	199500
41	1041	460,000	2041	429,700	3041	399,300	4041	348,800	5041	291,700	6041	233,000	7041	201000
42	1042	462,200	2042	431,800	3042	401,200	4042	350,500	5042	293,800	6042	235,100	7042	202700
43	1043	464,500	2043	433,800	3043	403,200	4043	352,600	5043	296,000	6043	237,200	7043	204200
44	1044	466,700	2044	436,000	3044	405,100	4044	354,500	5044	298,100	6044	239,100	7044	205900

45	1045	469,00	2045	438,10	3045	407,10	4045	356,50	5045	300,10	6045	241,20	7045	20750
46	1046	471,30	2046	440,20	3046	409,10	4046	358,40	5046	302,20	6046	243,10	7046	20920
47	1047	473,20	2047	442,20	3047	410,90	4047	359,90	5047	304,30	6047	244,90	7047	21070
48	1048	475,50	2048	444,30	3048	412,90	4048	361,90	5048	306,30	6048	246,90	7048	21230
49	1049	477,70	2049	446,40	3049	414,90	4049	363,80	5049	308,30	6049	248,90	7049	21390
50	1050	479,90	2050	448,40	3050	416,80	4050	365,50	5050	310,20	6050	250,60	7050	21540
51	1051	482,10	2051	450,50	3051	418,70	4051	367,50	5051	312,20	6051	252,50	7051	21690
52	1052	484,30	2052	452,60	3052	420,70	4052	369,50	5052	314,20	6052	254,10	7052	21860
53	1053	486,30	2053	454,60	3053	422,70	4053	371,50	5053	316,10	6053	255,90	7053	22030
54	1054	488,20	2054	456,60	3054	424,70	4054	373,40	5054	317,70	6054	257,60	7054	22190
55	1055	490,30	2055	458,50	3055	426,60	4055	375,40	5055	319,50	6055	259,30	7055	22350
56	1056	492,40	2056	460,50	3056	428,40	4056	377,30	5056	321,30	6056	261,00	7056	22510
57	1057	494,50	2057	462,50	3057	430,20	4057	379,20	5057	323,10	6057	262,90	7057	22680
58	1058	496,50	2058	464,50	3058	432,10	4058	381,00	5058	324,80	6058	264,80	7058	22830
59	1059	498,50	2059	466,40	3059	434,00	4059	382,80	5059	326,60	6059	266,60	7059	22980

60	1060	500,600	2060	468,400	3060	435,800	4060	384,500	5060	328,200	6060	268,400	7060	231600
61	1061	502,700	2061	470,000	3061	437,600	4061	386,200	5061	330,000	6061	270,100	7061	233200
62	1062	504,800	2062	472,000	3062	439,500	4062	387,900	5062	331,800	6062	271,800		
63	1063	506,800	2063	474,000	3063	441,400	4063	389,300	5063	333,600	6063	273,600		
64	1064	508,900	2064	476,000	3064	443,300	4064	391,000	5064	335,300	6064	275,400		
65	1065	511,000	2065	478,000	3065	445,100	4065	392,600	5065	337,000	6065	277,200		
66	1066	513,100	2066	479,900	3066	446,800	4066	394,300	5066	338,300	6066	278,900		
67	1067	515,100	2067	481,700	3067	448,500	4067	396,000	5067	340,000	6067	280,500		
68	1068	517,200	2068	483,600	3068	450,200	4068	397,600	5068	341,700	6068	282,200		
69	1069	519,200	2069	485,500	3069	452,000	4069	399,300	5069	343,400	6069	283,900		
70	1070	521,300	2070	487,500	3070	453,800	4070	400,900	5070	345,100	6070	285,300		
71	1071	523,200	2071	489,400	3071	455,600	4071	402,400	5071	346,700	6071	287,000		
72	1072	525,200	2072	491,300	3072	457,300	4072	404,000	5072	348,300	6072	288,700		
73	1073	527,200	2073	493,200	3073	459,000	4073	405,600	5073	349,800	6073	290,400		
74	1074	529,000	2074	494,900	3074	460,700	4074	407,000	5074	351,000	6074	291,900		

75	1075	531,00	2075	496,70	3075	462,40	4075	408,60	5075	352,50	6075	293,50		
76	1076	533,00	2076	498,50	3076	464,00	4076	410,20	5076	354,00	6076	294,90		
77	1077	534,80	2077	500,30	3077	465,70	4077	411,70	5077	355,60	6077	296,40		
78	1078	536,70	2078	502,10	3078	467,40	4078	413,30	5078	357,10	6078	297,90		
79	1079	538,50	2079	503,80	3079	469,10	4079	414,80	5079	358,40	6079	299,40		
80	1080	540,00	2080	505,40	3080	470,80	4080	416,40	5080	359,90	6080	300,90		
81	1081	541,80	2081	507,10	3081	472,40	4081	417,80	5081	361,40	6081	302,40		
82	1082	543,60	2082	508,80	3082	473,90	4082	419,30	5082	362,80	6082	303,90		
83	1083	545,40	2083	510,50	3083	475,60	4083	420,70	5083	364,00	6083	305,40		
84	1084	547,10	2084	512,20	3084	477,20	4084	422,20	5084	365,50	6084	306,80		
85	1085	548,80	2085	513,90	3085	478,80	4085	423,50						
86	1086	550,40	2086	515,50	3086	480,40	4086	425,00						
87	1087	552,00	2087	517,10	3087	482,00	4087	426,20						
88	1088	553,60	2088	518,70	3088	483,60	4088	427,60						
89	1089	555,00	2089	520,10	3089	485,10	4089	429,00						

90	1090	556,500	2090	521,600	3090	486,800	4090	430,400						
91	1091	557,900	2091	523,100	3091	488,400	4091	431,800						
92	1092	559,400	2092	524,800	3092	490,000	4092	433,300						
93	1093	560,900	2093	526,300	3093	491,600	4093	434,700						
94	1094	562,300	2094	527,800	3094	493,200	4094	436,100						
95	1095	563,700	2095	529,300	3095	494,800	4095	437,500						
96	1096	565,100	2096	530,700	3096	496,200	4096	438,800						
97	1097	566,300	2097	532,000	3097	497,700	4097	440,100						
98	1098	567,700	2098	533,400	3098	499,100	4098	441,400						
99	1099	569,000	2099	534,800	3099	500,300	4099	442,700						
100	1100	570,300	2100	536,200	3100	501,700	4100	444,000						
101			2101	537,500	3101	503,100	4101	445,200						
102			2102	538,700	3102	504,400	4102	446,500						
103			2103	539,900	3103	505,600	4103	447,700						
104			2104	541,200	3104	506,900	4104	448,900						

105			2105	542,43	3105	508,14	4105	450,10						
				00		00		0						
106					3106	509,34	4106	451,40						
						00		0						
107					3107	510,54	4107	452,50						
						00		0						
108					3108	511,74	4108	453,70						
						00		0						
109					3109	512,94	4109	454,90						
						00		0						
110					3110	513,94	4110	456,00						
						00		0						
111					3111	515,04	4111	457,10						
						00		0						
112					3112	516,24	4112	458,30						
						00		0						
113							4113	459,30						
								0						
114							4114	460,30						
								0						
115							4115	461,30						
								0						
116							4116	462,30						
								0						
117							4117	463,20						
								0						
118							4118	464,10						
								0						
119							4119	465,10						
								0						

120							4120	466,00						
								0						